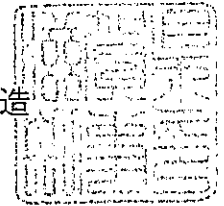


資料 1

滋 水 第 1 3 1 号
令和 5 年(2023 年) 2 月 22 日

滋賀県内水面漁場管理委員会
会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の変更認可について（諮問）

標記の件について、下記の漁業協同組合から申請がありました。申請内容を審査したところ、遊漁規則の変更は妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

申請者：丹生川漁業協同組合（内共第 14 号第五種共同漁業権遊漁規則）

丹生川漁業協同組合の遊漁規則の変更認可について

1. 遊漁料金の改定について

(1) 変更の内容

- ・規則第7条第1項に定める遊漁料の額を次のとおり改める。

第7条第1項 遊漁料の額（関係部分抜粋）

新						旧					
魚種	漁具・漁法	解禁日	解禁日翌日より以降の指定期間	以降終期迄	年間入漁料	魚種	漁具・漁法	解禁日	解禁日翌日より以降の指定期間	以降終期迄	年間入漁料
あゆ	友釣	<u>3,500 円</u>	翌日より14日間 <u>3,000 円</u>	<u>2,500 円</u>	<u>9,000 円</u>	あゆ	友釣	<u>3,000 円</u>	翌日より14日間 <u>2,500 円</u>	<u>2,000 円</u>	<u>8,000 円</u>
	引掛	<u>3,500 円</u>	翌日より7日間 <u>3,000 円</u>	<u>2,500 円</u>			引掛	<u>3,000 円</u>	翌日より7日間 <u>2,500 円</u>	<u>2,000 円</u>	
	投網	<u>3,500 円</u>	翌日より7日間 <u>3,000 円</u>	<u>2,500 円</u>			投網	<u>3,000 円</u>	翌日より7日間 <u>2,500 円</u>	<u>2,000 円</u>	
うなぎ	(省略)				8,000 円	うなぎ	(省略)				8,000 円
いわな	竿釣	(期間中 2,000 円)			<u>5,500 円</u>	いわな	竿釣	(期間中 2,000 円)			<u>5,000 円</u>
あまご	竿釣	(期間中 2,000 円)				あまご	竿釣	(期間中 2,000 円)			

(2) 変更を必要とする理由

- ・遊漁者の減少や放流種苗の値上がりなどから、遊漁収入と増殖経費の収支がマイナスとなっている。
- ・この状況が続くと今後の組合運営にも影響が出ることが予想される為、資金の充実を図り、経営の健全化を図りたい。

（３）変更の妥当性

- ・遊漁料金を変更するにあたっては、漁場を管理する漁業協同組合の収入と支出を勘案し、遊漁者が本来負担すべき金額と実際の遊漁料金を比較して、遊漁者に過度な負担を求めるものでないかを判断する。
- ・別紙の計算式により、遊漁者が負担すべき金額を算出した。

【あゆ】

- ・新料金体系にした場合に遊漁者が負担すべき最も安い日券の金額は 3,810 円となった。
- ・新料金体系における最も安い日券金額は 2,500 円であり、上記の 3,810 円を下回っていることから、遊漁者に過度な負担を求めるものではないと判断できた。

魚種	新料金体系にした場合の遊漁者が負担すべき最も安い日券金額	新料金体系の日券金額
あゆ	3,810 円	3,500 円（解禁日） 3,000 円（解禁翌日より 14 日間） <u>2,500 円（以降終期迄）</u>

【あまご、いわな】

- ・年券金額の変更については、新料金体系の年券金額を最も安い日券の金額として換算して判断する。
- ・新料金体系にした場合に遊漁者が負担すべき最も安い日券金額は 2,043 円となった。
- ・新料金体系における日券金額は 2,000 円であり、上記の 2,043 円を下回っていることから、遊漁者に過度な負担を求めるものではないと判断できた。

魚種	新料金体系にした場合の遊漁者が負担すべき最も安い日券金額	新料金体系の日券金額
あまご、 いわな	2,043 円	2,000 円

別紙 遊漁料金妥当性の試算

1. 増殖経費に対する遊漁者1人当たりの負担額を算出

遊漁者負担額(X)=(1-A/F)*{ C/a+D/(a+b)+E/(a+b/2) }

記号	
A	増殖事業外収入
a	遊漁者数
b	漁業者数
C	遊漁者のみが負担する経費 … 漁場監視費等
D	遊漁者と漁業者が同等に負担する経費 … 諸経費(人件費、通信運搬費等)
E	遊漁者と漁業者が利用度に応じて負担する経費 … 放流事業費等
F	増殖事業支出 … C+D+E

2. 遊漁者の負担額をもとに日券・年券の利用割合から、それぞれの妥当な遊漁料金を計算する

遊漁者から得る遊漁料収入

アユ $aX = R \cdot a \cdot G + S \cdot a \cdot (G + P1) + T \cdot a \cdot (G + P2) + Y \cdot a \cdot G \cdot Q$
アマゴ、イワナ $aX = R \cdot a \cdot G + Y \cdot a \cdot G \cdot Q$

最低日額

アユ $G = (X - S \cdot P1 - T \cdot P2) / (R + S + T + Y \cdot Q)$
アマゴ、イワナ $G = X / (R + Y \cdot Q)$

遊漁期間中の遊漁者の利用割合	R	日券(2500円券)の利用割合
	S	日券(3000円券)の利用割合
	T	日券(3500円券)の利用割合
	Y	年券の利用割合
遊漁者数	a	
最低日額	G	計算上の最低日額(これを下回る金額であれば妥当と判断)
差額	P	日券差額(S-R、T-R)
年券日券比	Q	希望最低日券額に対する希望年券額の比
遊漁者負担額	X	遊漁者1人当たりの負担額